

## 社会福祉法人ひたち育成会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたち育成会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表第1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表第1により報酬及び実費弁償費を支払う。

### (役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運營業務に従事したときは、別表第2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表第2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表第2により報酬及び実費弁償費を支払う。

### (監事)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表第1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及事業所の運營業務に従事したときは、別表第2により報酬及び実費弁償費を支払う。

### (重複支給の防止)

第6条 役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表第1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条・第5条関係）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、ガソリン1Lあたり10km（軽自動車は15km）走行するものとして燃料費を時価に換算して支給する。
評議員会	日額 5,000円	

別表第2（第4条・第5条関係）

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長	日額 5,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、ガソリン1Lあたり10km（軽自動車は15km）走行するものとして燃料費を時価に換算して支給する。
理事及び評議員	日額 5,000円	
監事	日額 5,000円	